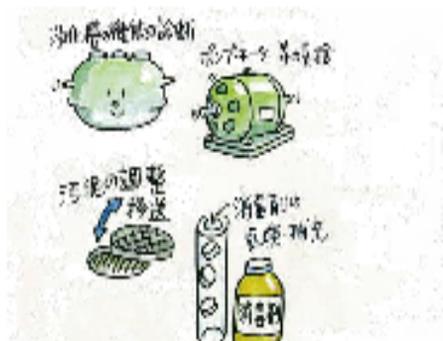


浄化槽を正しく管理してきれいな水環境に！

浄化槽の法定検査を受けましょう

保守 点検

機器の点検・調整、補修や消毒剤の補給などを行います。（回数は機種によって異なります）



清掃

槽内に溜まった汚泥・汚物・異物を取り除き、各装置の清掃を行う作業です。（年1回以上実施します）



法定 検査

保守点検や清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを見るものです。（年1回実施します）



浄化槽の外観検査、放流水の検査、書類検査を行います。

（くわしくは裏面をごらんください）

浄化槽の「保守点検」・「清掃」・「法定検査」は水環境を守るトライアングルだよ！！

保守
点検

浄化槽の
維持管理

清掃

法定
検査

浄化槽は、下水道と同じくらい水をキレイにすることができるんだよ。どちらもバクテリア(微生物)を利用して汚れた水をキレイにするから、維持管理はとても大切なんだ！！そのために、浄化槽を設置(所有)している人に、



定期的な「保守点検」・「清掃」・「法定検査」が法律で義務づけられているんだよ！

法定検査の内容

浄化槽の外観検査

- 設置状況
- 設備の稼働状況
- 使用状況 等



外観検査とともに放流水の採水をします

放流水の検査

- 水素イオン濃度
(PH7を中性とし、数値が低いと酸性、高いとアルカリ性となります)
- 透視度(水の透明度を測ります)
- 生物化学的酸素要求量 (BOD) 等
(水の汚れを表す数値です)



BODの分析状況
(採水した放流水を20℃で5日間培養し測定します)

書類検査

保存されている保守点検及び清掃の記録、前回検査の記録等を参考とし、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否か等について検査を実施します。



保守点検をきちんと行っているのに、法定検査受検の通知が届きました。なぜ法定検査を受けなければならないのですか。



法定検査は、浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するためのものです。浄化槽保守点検業者と委託契約していても、その目的が異なりますから、法定検査機関による法定検査を受けなければなりません。

◎ 浄化槽の法定検査の依頼先

(一財)長崎県浄化槽協会 (長崎県知事指定検査機関)

長崎本所 〒856-0844 大村市溝陸町863-10
☎ 0957-47-7757 FAX 0957-47-7758

佐世保支所 〒857-1165 佐世保市大和町890-1
☎ 0956-20-0400 FAX 0956-20-0401

◎ 浄化槽法に関するお問い合わせ先

- 長崎県環境部 水環境対策課 ☎ 095-895-2664
- 長崎市環境部 環境政策課 ☎ 095-822-8888
- 佐世保市環境部 環境保全課 ☎ 0956-26-1787

